



意見項目	意見内容
<p>第3章 電気通信事業法に基づく規制の適用の在り方</p> <p>第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲</p>	<p>○基礎的電気通信役務の規制の適用範囲として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① すべての事業者の光IP電話を対象とする場合</li> <li>② NTT東・西の光IP電話を対象とする場合</li> <li>③ 加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合</li> </ul> <p>の3案のうち、「③の案が適当」とする答申案に賛同します。</p> <p>○①案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二重投資回避の効果が必ずしも期待できない</li> <li>・全国どこでも地域間格差なく利用できるとするユニバーサルサービスの主旨に反し、地域のIP電話事業者までも対象となることから適当ではない。</li> </ul> <p>○②案についても、NTT 東西に限定されていない現行制度の考え方と整合しておらず、適当ではない。</p> <p>○以上のことから、①案・②案での課題がなく、今回の見直しの趣旨とも整合する③案が適当と考えます。</p>
<p>第4章 補てんの在り方</p> <p>第1節 補てんの要否</p>	<p>○NTT 東西の光IP電話は、当面は自治体IRU地域が想定され、かつ、当該地域は補助金等を受けた自治体により設備構築が行われ、サービス提供されることから、直ちに補てんしなければならない状況にないとする答申案に賛同します。</p> <p>○自治体IRU地域における光IP電話には、既に地域イントラなど国の補助金が投入されており、ユニバーサルサービスによる更なる補てんは、二重補てんとなることから適当ではないと考えます。</p> <p>○なお、仮に今後、光IP電話に補てんすることとなった場合、補てんによる交付金が、光ブロードバンドのインフラ整備費用や営業費用に転用されることのないよう、会計の透明性が確保されることが必須と考えます。</p>